

宇都宮市困難な問題を抱える女性支援調整会議設置要綱

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、「宇都宮市困難な問題を抱える女性支援調整会議」（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援調整会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第15条第2項に規定する困難な問題を抱える女性への支援に関する情報交換及び支援内容の協議に関すること
- (2) 関係機関等の連携促進に関すること
- (3) 市民に対する啓発活動に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 支援調整会議は、別表に掲げる機関の指定する者（以下「委員」という。）で構成する。

(会議)

第4条 支援調整会議に座長を置くこととし、座長は女性活躍推進官をもって充てる。

2 支援調整会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 座長は、第2条に規定する所掌事務を行うために必要があると認めるときは、法第15条第3項の規定により、構成機関に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

5 支援調整会議は、協議の内容によらざる必要があるとき、座長が指名す

る委員により、開催することができる。

6 支援調整会議は、具体的な支援内容の検討等を行うため、当該検討等に関係する構成機関の実務担当者による会議を開催することができる。

(事務局)

第5条 支援調整会議の事務局は、宇都宮市総合政策部女性活躍推進課内におく。

(守秘義務)

第6条 次の各号に掲げる構成機関の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

(2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

(3) 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

2 前項の規定は、第4条第3項の規定により出席する構成機関以外の者に準用する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

No.	機 関 名
1	宇都宮地方法務局人権擁護課
2	栃木県中央児童相談所虐待対応課
3	栃木県労働局
4	とちぎ男女共同参画センター相談支援課
5	栃木県精神保健福祉センター教育相談支援課
6	栃木県警察本部生活安全部人身安全少年課
7	宇都宮中央警察署生活安全課
8	宇都宮東警察署生活安全課
9	宇都宮南警察署生活安全課
10	宇都宮市医師会
11	栃木県弁護士会
12	宇都宮市地域まちづくり推進協議会
13	宇都宮市自治会連合会
14	宇都宮市民生委員児童委員協議会
15	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会
16	宇都宮市社会福祉協議会
17	とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)
18	認定特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎ

【庁内関係部署】

19	宇都宮市総合政策部
20	宇都宮市保健福祉部高齢福祉課
21	宇都宮市保健福祉部障がい福祉課
22	宇都宮市子ども部子ども支援課
23	宇都宮市総合政策部女性活躍推進課

別表 構成機関

